

川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会委員の委嘱について

1 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の根拠

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）
別表第2 教育委員会の附属機関

2 委員会の構成

- (1) 定数 10人以内（川崎市附属機関設置条例）
- (2) 委員構成 学識経験者から教育委員会が委嘱

3 委員会委員の職務等

橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議すること。

4 活動内容及び開催回数

- (1) 全体会：年1回程度
- (2) 各部会（調査部会・整備部会）：年間2～3回
- (3) 橘樹官衙遺跡群の調査整備等に関する指導・助言：必要に応じて

川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会委員の委嘱について

選出区分	分野	新委員	委嘱期間 平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	分野	現委員	委嘱期間 平成30年3月31日まで
		氏名	現職		氏名	現職
学識経験者	調査部会(考古学)	おおうえ しゅうぞう 大上 周三	元神奈川県教育委員会課長代理	調査部会(考古学)	おおうえ しゅうぞう 大上 周三	元神奈川県教育委員会課長代理
	調査部会(考古学)	おおはし やすお 大橋 泰夫	島根大学法文学部教授	調査部会(考古学)	やまなか としじ 山中 敏史	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所名誉研究員
	調査部会(考古学)	おざわ つよし 小澤 毅	三重大学人文学部教授	調査部会(考古学)	おざわ つよし 小澤 毅	三重大学人文学部教授
	調査部会(考古学)	みどうしま ただし 御堂島 正	大正大学教授 川崎市文化財審議会委員	調査部会(考古学)	みどうしま ただし 御堂島 正	大正大学教授 川崎市文化財審議会委員
	調査部会・整備部会 (古代史)	さとう まこと 佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科・ 文学部教授	調査部会・整備部会 (古代史)	さとう まこと 佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科・ 文学部教授
	調査部会・整備部会 (考古学)	たお まさとし 田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	調査部会・整備部会 (考古学)	たお まさとし 田尾 誠敏	東海大学非常勤講師
	整備部会 (建築史)	はこざき かずひさ 箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部 遺構研究室長	整備部会 (建築史)	はこざき かずひさ 箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部 遺構研究室長
	整備部会 (造園学)	かの ようこ 鹿野 陽子	日本工学院八王子専門学校 テクノロジーカレッジ土木・造園科 講師	整備部会 (都市計画)	なかい のりひろ 中井 検裕	東京工業大学大学院理工学研究科教授 川崎市都市計画審議会委員
	整備部会 (文化資源学)	まつだ あきら 松田 陽	東京大学大学院 人文社会系研究科准教授	整備部会 (文化資源学)	まつだ あきら 松田 陽	東京大学大学院 人文社会系研究科准教授
整備部会 (造園学)	くらもと のぼる 倉本 宣	明治大学農学部教授 川崎市文化財審議会委員	整備部会 (造園学)	くらもと のぼる 倉本 宣	明治大学農学部教授 川崎市文化財審議会委員	

○川崎市附属機関設置条例

平成27年3月23日条例第1号

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置

き、委員の互選により定める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなさ

れる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第2条～第5条関係）

市長の附属機関

別表第2（第2条～第5条関係）

教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期
川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	教育委員会事務局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以上	学識経験者	2年
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以上	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の関係者 (3) 市職員	1年
川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会	学校給食センターの整備等に係る民間事業者の選定及び客観的な評価に関して調査審議すること。	8人以上	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から客観的な評価の公表の日まで
川崎市橘樹(たちばな)官衙(かんが)遺跡群調査整備委員会	橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議すること。	10人以上	学識経験者	2年